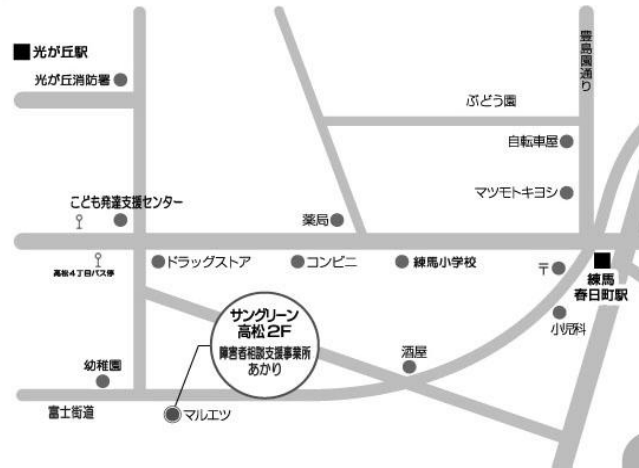
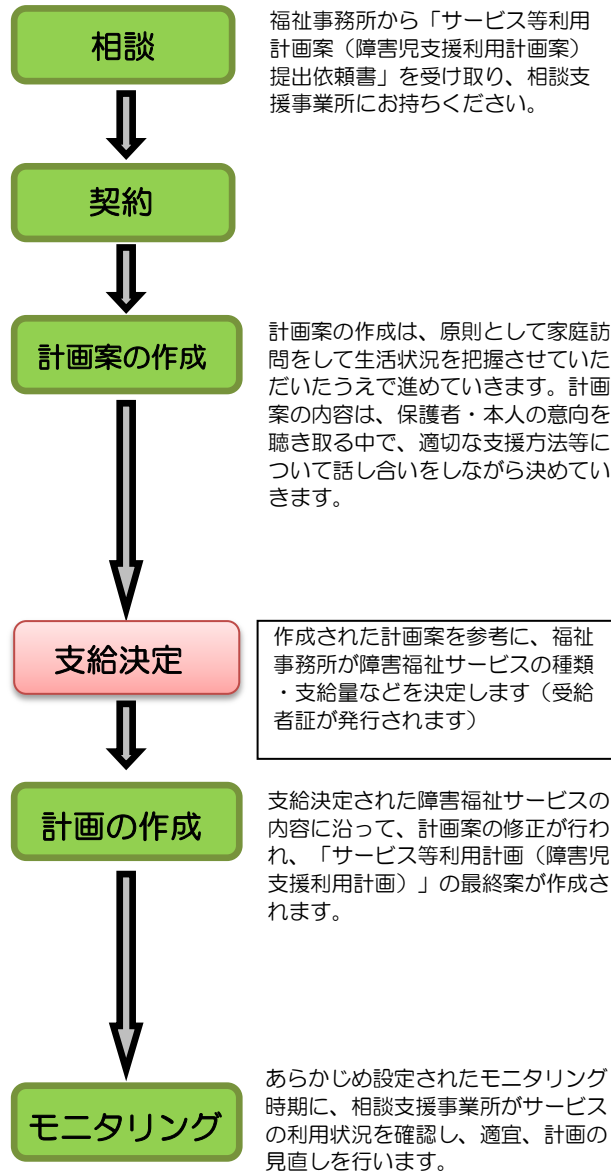


「サービス等利用計画（障害児支援利用計画）」 作成の流れ



【アクセス】

- 都営大江戸線練馬春日町駅徒歩13分
- 西武バス 成増駅南口発練馬高野台駅行き「高松4丁目」下車徒歩5分

障害者相談支援事業所 あかり

〒179-0075
東京都練馬区高松2-26-6 2F
TEL：03-5848-3061
FAX：03-5848-3062

<http://www.akanenokai.com>
akari@akanenokai.com

<運 営> 社会福祉法人 あかねの会

〒179-0074
東京都練馬区春日町1-18-36
TEL：03-3577-7421
FAX：03-3577-7426

<http://www.akanenokai.com>
info@akanenokai.com



障害者相談支援事業所 あかり

特定相談支援事業
障害児相談支援事業

ご案内



相談支援事業所とは

障がい者（児）・ご家族などからの相談に応じて、障害福祉サービスをはじめ、必要な情報の提供や助言などをおこなう事業所です。ご本人の生活全体のプランとしての「提案型サポートプラン」（サービス等利用計画）の作成などを通じて、ご本人の自立生活支援を、地域のさまざまな資源を活用しながら展開していきます。

（事業内容） ・基本相談

…日常生活で困っていることの相談や各種障害福祉サービスの利用案内など、さまざまな相談をお受けします。来所相談のほか、電話やFAX・メールによる相談も可能です。訪問による相談もいたします。

・計画相談

…障がい者（児）が、障害福祉サービスを利用する際に、障害者総合支援法（児童福祉法）に基づく「サービス等利用計画（障害児支援利用計画）」を作成し、一定期間ごとにモニタリング（評価・見直し）を行います。

利用できる方

練馬区および近隣地域にお住まいの身体障がい者・知的障がい者（18歳未満の方を除く）・精神障がい者（18歳未満の方を含む）・障がい児（18歳未満の身体障がいおよび知的障がいの方）およびそのご家族など。

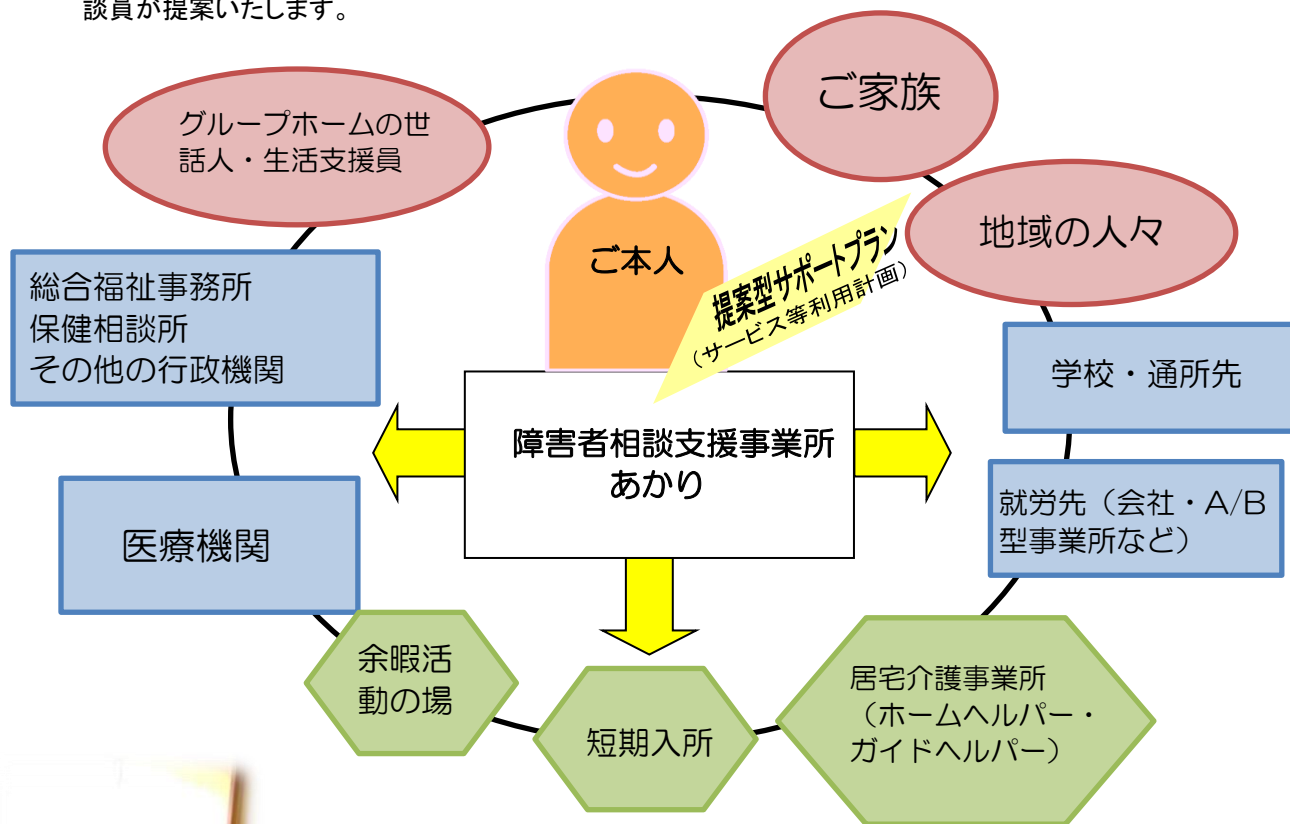
費用

- ・基本相談 無料
- ・計画相談 区市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は、自己負担金がかかりません。



ご本人の自立生活を支えるネットワークを あかりが「提案型サポートプラン※」を通じて考えます。

※ 障害者相談支援事業所あかりで作成する「サービス等利用計画」の名称です。計画の作成を通じて、サービスの支給決定にご本人の希望をできるだけ反映させたり、ご本人のライフステージに合わせた支援策を専門の相談員が提案いたします。



相談の様子
（障害者相談支援事業所あかり・相談室にて）



さまざまな場所で相談が受けられます（写真は、カフェレストランわれもこう光が丘公園店にて）

相談・計画作成は予約制です。あらかじめ下記にご連絡ください。

TEL 03-5848-3061

FAX 03-5848-3062

（事業所の所在地は裏面をご覧ください）